

東北医科薬科大学二松会会則

第一章 総 則

- 第一条 本会は東北医科薬科大学二松会（以下単に二松会と称す）と称し、事務所を本大学内に置く。
- 第二条 本会は常に大学及び社会との緊密なる連繫を保ち学生の教育に協力して学生生活に適切な事業を行い以て教育の進展に寄与し其の効果を挙げることを目的とする。

第二章 組 織

- 第三条 本会は本学在学生の全保護者（父母又はそれに代わる者）を以て組織する。
- 第四条 本会に左の役員を置く。
- 会長一名、副会長 二名、理事 若干名、監事 三名。
- 第五条 会長は本会を代表し会務を統理し、又会議を召集し、其の議長となる。副会長は会長を補佐し会長事故ある時は其の職務を代理する。理事は本会の事業を企画運営し総会附議事項その他重要な事項を審議執行する。監事は本会の会計並びに専務を監査する。
- 第六条 役員は総会に於て会員中より選出する。役員の任期は一ヶ年とし再任を妨げない。
- 但し、任期満了後と雖も後任者が決まるまでは其の職務を行うものとする。
- 第七条 本会に顧問をおく事が出来る。顧問は総会に諮って会長が之を推戴する。顧問は本会の諮問に応ずるものとする。
- 第八条 本会に事務員若干名を置き会長は之を本大学職員中より委嘱する。
- 第九条 本会の会議は総会、臨時総会並びに役員会とし会長は之を召集し、議決は出席会員の過半数の同意によるものとする。
- 第十条 総会は定時及び臨時とし全会員を以て開催する。定時総会は年一回、臨時総会は必要により臨時之を開催する。総会は左の事項を協議決定する。
- イ、事業の計画に関する事項 ロ、会則変更に関する事項 ハ、予算及び決算に関する事項 ニ、役員選出に関する事項 ホ、その他重要な事項
- 役員会は必要に応じ臨時之を開き、左の事項を協議する。
- イ、総会附議事項 ロ、各種事業の企画運営に関する事項 ハ、その他必要な事項

第三章 会 計

- 第十二条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。
- 第十三条 本会の経費は会費及び寄附金その他の収入を以て之に充てる。
- 第十四条 本会に議事録及び会計簿並びに会員名簿を備え置く。
- 第十五条 署名人は決議事項に議長指名に因り議事録に署名するものとする。

附 則

1. 本会則は昭和三十年度より施行する。
2. 本会則は昭和四十五年七月十八日一部改正し施行。
3. 本会則は平成二十八年四月一日一部改正し施行。
4. 本会則は令和七年十月一日一部改正し施行。